

第91回（平成31年3月4日）

○的井総務課長 それでは、会議を始めさせていただきます。

本日は、大滝委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、嶋田委員長にお願いいたします。

○嶋田委員長 それでは、ただいまから、第91回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は4つあります。

まず、第1番目の議題ですけれども、いわゆる3年ごと見直し（法の域外適用の在り方及び国際的制度調和への取組と越境移転の在り方関係）について、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 よろしくお願いいたします。

それでは、議題1といたしまして、資料1に基づき説明申し上げます。

まず、1ページ目をおめくりいただきまして、我が国の個人情報保護法における外国事業者への適用関係について、概略を説明申し上げます。

個人情報を用いた業務形態の多様化に伴いまして、個人情報が多様な形態により海外で取得・処理されていることを踏まえまして、前回の改正個人情報保護法におきまして、いわゆる域外適用に関する規定が導入されたところでございます。

下の図の黒い丸囲みの事業者は、個人情報保護法における個人情報取扱事業者でございまして、黒い矢印は本人からこの事業者に対して個人情報が提供されることを表してございます。このうち、国外Aにある個人情報取扱事業者は、海外において個人から直接個人情報を取得している事業者でありますけれども、法第75条では、国内にある者に対する役務等の提供に関連してその者を本人とする個人情報を取得した場合には、法が域外適用されることになってございます。

次に、青の矢印と紫の枠囲みの事業者を御覧いただければと思います。上側は、国内で取得された個人情報が委託等により国外の事業者に移転される場合で、下側は国外で取得された個人情報がさらに当該国内や第三国の事業者に移転される場合を指してございます。いずれの場合におきましても、紫の枠囲みの事業者には個人情報保護法の直接の適用はございませんが、本人から直接取得した委託元等の事業者、すなわち黒の丸囲みの個人情報取扱事業者を規律対象といたしまして、その事業者に移転の際のルールを遵守させることを通じまして、移転先事業者が間接的に規律されるというところになってございます。

続きまして、2ページ目でございます。ここから傾向の分析をさせていただければと考えてございます。世界及び日本では、データの流通量、国境を越えて移動するデータの量が急激に増加しているところが見てとれます。特に、我が国を起点として越境するインターネットにつきましては、こちらの「我が国を取り巻く状況」の2つ目のポツでございすけれども、国別では米国が約4割で最多、地域別ではアジアが約6割で最多となっております。

こういった状況を踏まえまして、各国の法制におきましても、域外適用、越境移転等に

関する規定を整備する事例が存在しているところがございます。

続きまして、3ページ目以降は、データ流通の状況の基礎的なデータでございます。

次は越境移転の現状につきまして、6ページ目を御覧いただければと思います。当委員会の調査によりますと、国際的なデータ移転が活発に行われている一方、個人情報につきましては8割超が「越境移転はしていない」と回答しています。また、越境移転をしている中でも、海外拠点や関係会社との間で個人情報をやりとりする機会が多くなっているところがございます。

7ページ目、越境移転する個人情報の内容や相手国でございます。越境移転する個人情報は、従業員の個人情報が最も多くなっております。次いで取引先の個人情報、さらに続きまして消費者の個人情報となっているところがございます。また、越境移転する相手国につきましては中国が最大でございます。対内では約7割、対外でも約7割となっているところがございます。次いで米国、EU等の順番でございます。

8ページ目は、越境移転に関する課題でございます。左側は対内越境移転、右側は対外越境移転に関するアンケートの結果でございます。越境移転に関する課題は、対内、対外とも、「相手国の制度に合わせた取扱いを行うのが負担である」という回答が一番多くなっております。また、対内では、「相手国の制度を調べるのが負担である」という回答も多くなっているところがございます。一方で、「課題はない」と回答している事業者も多くなっております。対内、対外いずれも約4割となっているところがございます。越境移転に対して誰が対応しているかというところで申し上げますと、こちらは個人情報担当社員や法務担当社員で担当する例が多くなっているところがございます。

続いて、国際的な協調の取り組みについて説明申し上げます。9ページ目でございます。

こちらは国際的な枠組みへの参加状況でございますけれども、日本は様々な国際的枠組みの多くにかかわっていることを意味するところがございます。一方で、アジア太平洋地域を中心とする日本と関係の深い多くの国々が参加する枠組みと、EUが参加する枠組みとでは重なる部分が少ないことから、これらの枠組みを踏まえた国際的な枠組みを目指していくことが課題の一つであることがうかがえます。こちらは、日本が国際的枠組みの大体中央にあるということが見てとれるかと思えます。

10ページ目から14ページ目にかけては、国際協力や国際的な枠組みづくりに関連する個人情報保護委員会の取組の主なものを抜粋しているところがございます。

10ページ目にありますように、個人情報保護委員会では、主要な国、地域とのバイの協調関係の構築ですとか、国際機関等を通じたマルチの協力を並行して進めているところがございます。まず、EUとは相互認証、米国とはCBPRを推進しているほか、改正個人情報保護法の施行によって、こちらの11ページ目の一番上でございますけれども、新たに承認されたデータ保護プライバシー・コミッショナー国際会議等に積極的に参加しているところがございます。

12ページ目の下に書いてございますが、個人情報保護委員会では、改正法において、域

外適用の規定の実効性を確保するために、外国執行当局への情報提供の規定が置かれたことに関連して、国際的な執行協力の枠組みであるG P E N (Global Privacy Enforcement Network) に正式メンバーとして参加するなど、外国の執行当局との連携に向けた体制作りをしているところでございます。

参考でございますが、13ページ目では個人情報保護委員会が今年主催する国際会議についても紹介させていただいているところでございます。今年、個人情報保護委員会は2019年に国際会議を2件主催するところでございまして、世界各国から執行機関及び一般聴衆をお迎えして開催させていただく予定でございます。いずれも5月末から6月の頭にかけてでございます。アジア太平洋プライバシー機関フォーラムを5月末に、6月頭にG 2 0 サイドイベントをそれぞれ主催するところでございます。

16ページを御覧いただきまして、個人情報保護法に基づき、域外適用の状況について御紹介させていただきます。平成29年度、平成30年度第3四半期までの実績値は、一番上の実績値の枠に書いてございますけれども、漏えい報告、指導助言ともに御覧のとおりでございます。

続きまして、「2. 傾向の分析」でございます。漏えい報告につきましては、国外にある者であって漏えい等報告を提出した者の多くは、インターネットを介して我が国にサービスを提供している事業者でございまして、特に観光業関連が多くなってございます。また、漏えい等報告を提出した者の多くがインターネットを介して事業を行っているところから、不正アクセスの被害が多くなってございます。それ以外の発生原因としましては、メールの誤送付、紛失等でございます。

漏えい等報告を提出した者の所在国は、米国が一番多くなってございまして、そのほか、ヨーロッパ、アジア・オセアニア地域が約25%でございます。

国外にある者から漏えい等報告が行われる場合には、日本に置かれる現地法人からの報告、あるいは事業者の代理人となる日本の法律事務所の弁護士からの報告が多くなっていくところでございます。

一番下、指導助言につきましては、漏えい等事案における被害の拡大防止、影響を受ける可能性のある本人への連絡等、適切かつ迅速な対応を求めるなどの安全管理措置関連のほか、顧客への利用目的のわかりやすい説明の要求等になっているところでございます。

次のページは、主要な事例の御紹介でございます。こちらは、ソーシャルプラグインが設置された一部のウェブサイトで、閲覧しただけでユーザーがアクセスしているサイト等の情報が事業者へ送信されることがあることにつきまして、個人情報保護委員会のウェブサイトで注意喚起を行いまして、当該事業者に対して個人情報を取得することがあることなどを明確にユーザーに周知することなどを指導した事案や、国外に所在する事業者の漏えい等により、当該事業者のサービスを利用していた国内事業者の顧客の個人情報が漏えいした事案につきまして、当該外国の事業者に対して任意の協力としてリストの提出を求めるとか、国内事業者に対して漏えい等報告の提出を促した事例がございまして、

このほか、海外の個人情報保護当局に対しまして、委員会の対応状況につきまして情報提供を行いますとともに、漏えい等事案の発生原因や再発防止策につきまして情報の共有を求めるなど、海外の個人情報保護当局との執行協力を行った事例がございます。

次に、18ページは制度に関する国際比較でございます。越境移転に関しまして、まず18ページ目にまとめさせていただいております。今回調査したいずれの国におきましても、法律の規定や枠組みを整備してございますが、その規定の対象とか手法、あるいはその担保規定も様々となっているところでございます。

続きまして、19ページ、20ページを御覧いただければと思います。こちらは域外適用に関する国際比較でございます。今回調査した国の中では、中国以外の国では法律の規定は整備されてございますけれども、日本に比べますとEU、米国が適用される対象の幅に広がりがあるという状況になってございます。

なお、域外適用される規定の執行を担保するための規定といたしましては、我が国のような執行協力によるものが一番多くなっておりますが、そのほか、EUのGDPRでは代理人等の必置義務を置いているところでございます。

続きまして、21ページ目以降でございます。個人情報越境移転される中で、移転先等における制度のあり方は、個人情報保護における新たな政策課題になっているとの御指摘がございますので、その点の議論といたしまして、データローカライゼーションとガバメントアクセスに関する議論を紹介させていただいております。

データローカライゼーション、ガバメントアクセスともに定まった定義はないところでございますけれども、一般的にデータローカライゼーションにつきましては、プライバシーの保護、自国の産業保護、安全保障の確保、犯罪捜査などのために越境データの流通を規制する動きを指すことができると考えてございます。

ガバメントアクセスにつきましても一般的な定義はございませんが、例えば捜査等のために公的機関が民間部門が取得している個人情報にアクセスすることなどが挙げられると考えられるところでございます。

データ関連法制につきましては、多くの国々でOECDプライバシー・ガイドラインに準拠する形で行われてきたところでございます。しかしながら、近年、データ保護関連法制が途上国を含めて世界に広がる中で、資料にありますように、一部の国においてこれまでに例のない管理的な規制が見られるようになってきているところでございます。

これにつきまして申し上げますと、データローカライゼーションの規制とか、ベトナムや中国のガバメントアクセスに関する規制、こちらの参考に書いているところでございます。

22ページを御覧いただければと思います。先ほど申し上げましたように、諸外国の一部では、データローカライゼーションに関する法制度の制定等の動きがございますけれども、その中では画一的な定義はございませんけれども、グローバルな移転を制限し、国内にとどめさせる措置などを指すことが多くなっております。具体的な事例はこの下にあ

る図のようなものが挙げられるかと考えているところでございます。

23ページを御覧いただければと思います。データローカライゼーションの規制によりまして、経済に深刻なマイナスの影響を及ぼすとの試算があることの御紹介でございます。経済的な側面以外では、言論の自由とか社会的流動性といったものの妨げとなる可能性も指摘されているところでございます。

24ページでございます。広範なデータローカライゼーション規制の拡大は、国際的な電子商取引を拡大していく上での障壁として機能するため、環太平洋パートナーシップ協定の電子商取引章とか、2016年のG7香川・高松情報通信大臣会合での共同宣言など、正当な公共政策上の理由を有さない同種の規制を抑止するための国際協力体制の構築が進められてきているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただければ幸いです。

○嶋田委員長 ありがとうございます。情報のボリュームが多く、駆け足の説明になってしまいましたがただいまの説明について御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

熊澤委員、お願いします。

○熊澤委員 説明、ありがとうございます。

本日の取りまとめをベースに議論していくことになると思いますが、私から少し意見を述べさせていただきたいと思います。

我が国はEUとの相互認証やAPECのCBPR等の取組を進め、EUや米国・アジア太平洋地域との連携に努めてまいりました。

今後、国際的なデータ流通がより増大していくことを踏まえると、国際的制度調和の重要性がさらに増していくことになると思います。

我が国がデータフローに関する国際的な議論をしっかりとリードしていく必要があり、当委員会としても個人データ移転に関する様々な議論に責任をもって取り組んでまいりたいと考えます。

以上です。

○嶋田委員長 次に、どなたかございますか。

丹野委員、お願いします。

○丹野委員 説明、ありがとうございます。

日常生活の中で、SNSや、物やサービスに関するeコマースがすっかり定着をしている中で、海外事業者が個人情報直接取得して、多様に利活用するケースが非常に増大しており、一方で、トラブルも実際に起きていて指導を行ったところですが、個人にとって海外事業者による個人情報の取扱いが分かりにくくなるというリスクがあるために、そのような状況を踏まえて、海外事業者による個人情報の取得・提供の在り方等について検討していくべきではないかと考えます。

以上です。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますでしょうか。藤原委員、お願いします。

○藤原委員 今の丹野委員の御議論を受けて、一言、域外適用の在り方について申し上げます。

現行法は、法第75条の域外適用の規定により、法第41条の指導・助言及び法第42条1項の勧告の規定が適用され、法第78条で海外執行当局への情報提供を行うことができる枠組みになっているわけです。この現行法の域外適用の範囲や執行の手法については、各国主権との関係整理の視点も含めて、研究する余地があるのではないかと思います。

すなわち、いわゆる司法的執行との関連もありますけれども、我が国では行政による執行の在り方というのは研究の余地があるところだと一般的に言われています。個人情報保護法の場合も例外ではないと思っております。

その際、立法の過程で、他の国内法の状況も今一度整理してみることが重要ではないかと考えます。

新しい立法例が認められた場合は、大いに利用すれば良いと思いますし、又は個人情報保護法として新しい施策で臨むのか、あるいは現行の枠組みの中で何らかの工夫をするのかなどといったような複数の選択肢があると思います。

○嶋田委員長 他にいかがでしょうか。

宮井委員、お願いします。

○宮井委員 私からは、越境移転のあり方についてコメントしたいと思います。

グローバルな流れの中で、自社の拠点を海外に移すということだけではなく、そもそも海外への業務委託が一般化してきておりますし、ビジネスモデルは相当複雑化が進んでおります。その中で、個人情報の越境移転に伴うリスクというのも変化してきて、新たなリスクも追加されてきているというのが現状だと思います。説明の中にありましたように、データローカライゼーションやガバメントアクセスに係る海外の立法例というのもその一例ではないかと思います。

しかしながら、一方で、このような規制というのは経済にマイナスの影響を与えるということも十分想定されるということでございまして、グローバルなデータフリーフローは、デジタルエコノミー時代のイノベーションには不可欠であるので、これを阻害することがあってはならないと思います。

よって、リスクを精査しながら、事業者等の声をよく聴いていただきながら、適切な個人情報の保護のために更に何が必要なのか、見極めていく必要があると思います。

以上でございます。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

他にございますか。

それでは、4名の委員の皆様方からそれぞれのポイントを突いた御意見があったかと思えます。

今回、資料には国際的な枠組みへの参加状況がまとめられたおかげで、日本の立ち位置が明確になっています。法の域外適用、越境移転に係る諸外国の立法例を参考にしつつ、望ましい制度の在り方を検討してまいりたいと思います。

国内の他法令による海外事業者への執行例については、未調査なのでその点も今後検討してまいりたいと思います。

この資料の修正の御意見が特にないようでしたら、原案のとおり公表したいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、原案のとおり公表したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に議題2、いわゆる3年ごと見直し（データ利活用に関する施策の在り方関係）について、事務局から御説明をお願いします。

○事務局

議題2としまして、「個人情報保護を巡る国内外の動向（データ利活用に関する施策の在り方関係）」について、資料2に基づき御説明申し上げます。

まず、データ利活用促進に関する制度について、1ページを御覧ください。1つ目は、匿名加工情報制度でして、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下で、事業者間のデータ取引やデータ連携を含むパーソナルデータの利活用を促進することを目的に、個人情報保護法の改正により新たに導入された制度となっております。

2つ目は、次世代医療基盤法でして、匿名加工された医療情報を安心して適正に利活用することが可能な仕組みを整備するものです。

3つ目は、生産性向上特別措置法における革新的データ産業活用計画の認定制度でして、協調領域におけるデータの収集・活用等を行う民間事業者の取組を、セキュリティ確保等を要件として主務大臣が認定し、支援を行うものです。

次に、2ページを御覧ください。当委員会に係るデータ利活用促進に関する施策の一つに、未来投資戦略がございます。この中では、パーソナルデータの利活用として、いわゆる情報銀行に関する取組として、本年度中の民間団体等による任意の認定スキームの運用開始を目指すとともに、実証事業等を通じ必要なガイドラインをとりまとめることが記載されているほか、当委員会に係るものとして、認定団体の新規設立のための相談対応の強化や、事業者からの相談対応等を踏まえた利活用事例等の情報発信の強化、国際データ流通のための環境整備について記載されております。

次に3ページ目を御覧ください。こちらは官民データ活用推進基本計画でして、この中では個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する事業者・国民からの相談に対応するとともに、相談結果等を踏まえた事例集の公表等の情報発信に積極的に取り組むことや、認定団体等の民間の自主的取組の支援等を行うことについて記載されております。

4ページは、匿名加工情報の活用状況についてです。こちらの図は、匿名加工情報の作成・提供に係る公表状況を当委員会事務局で調べたものでございますが、様々な業種において匿名加工情報の活用が進展していることが分かります。特に、調剤薬局や健保組合な

ど、機微な情報を取り扱う分野において匿名加工情報の活用が顕著です。

次に5ページは、昨年度の委託調査によって作成しました事例集における事例でございます。先ほどの公表件数でも多くを占めていた小売、調剤薬局、健保組合の事例となります。

1つ目は購買履歴、ID-POSデータの利活用事例に関するもので、小売事業者が収集したID-POSデータについて、匿名加工を行った上で商品の仕入れ元等に販売するものです。この事例においては、POSデータではなくID-POSデータを活用できるので、メーカー等はターゲットを絞った詳細な分析が可能となります。

2つ目は、処方箋記載事項の利活用事例に関するもので、調剤薬局が取り扱う処方箋に含まれる患者情報や調剤情報について、匿名加工を行った上で専門シンクタンクに提供し、専門シンクタンクは医薬品産業等に対しコンサルティング等を行うものです。この事例においては、本人同意を取得する場合と比べて、匿名加工を行うことで多くの情報の活用が可能となるとともに、安全管理の観点も踏まえ匿名加工が行われております。

3つ目は、レセプトデータ、健康保険組合の利活用事例に関するもので、健保組合が保有するレセプトデータについて、匿名加工を行った上で医療データベース事業者に提供し、医療データベース事業者は健保組合や研究機関等に対しコンサルティング等を行うものです。この事例においては、統計的に分析可能な規模で、偏りの少ないデータが必要であるため匿名加工情報が用いられており、本人同意が不要であるため情報収集が迅速に行えるというメリットがございます。

次に6ページは、匿名加工情報の利活用のメリット及び課題として、昨年度の委託調査におけるアンケート調査の結果から抜粋したものです。アンケート調査の詳細については、7ページを御参照ください。

メリットとしましては、個人情報漏えいリスクの低減、第三者提供や目的外利用について本人同意が不要などの手続の簡略化、本人同意が不要なため大量のデータを利活用できるとの回答が多くなっております。

課題としましては、匿名加工情報についてよく知らないとの回答が一番多く、次いで利用方法が分からない、自社データへのニーズがあるのか分からない、分析するための人材がない、レピュテーションリスク等が心配、の順となっております。

また、認定個人情報保護団体における取組状況としましては、個人情報保護指針において匿名加工情報に関する規定を盛り込んでいる団体は全44団体中22団体でございます。

次に8ページを御覧ください。こちらは匿名加工情報と、GDPRにおける匿名化・仮名化との比較となります。匿名加工情報については、定義は条文に記載のとおりでして、運用上の規律としましては、条文上で作成・提供や識別行為に関する義務が規定されております。

次に、GDPRの匿名化については、定義は条文には規定されておらず、運用上の規律としましては、運用上、元の個人データを本人が特定されないように加工するとともに、

加工手法等に関する情報を削除することが匿名化の条件とされております。

G D P Rの匿名化については、定義は4条（5）に記載されておまして、追加的な情報の利用なしには個人データが特定のデータ主体に属することを示すことができないようにする態様で行われる個人データの取扱いを意味しており、運用上の規律としましては、25条のデータ保護バイデザイン等や32条の取扱いの安全性において、適切な技術的及び組織的な措置の例として挙げられているとともに、個人データよりも負荷の軽い規律となっております。11条（2）には、データ主体が自己の権利の行使の目的のために、自身の識別ができるようにする付加的な情報を提供する場合を除き、15条から20条は適用されないと記載されてございます。

次に9ページを御覧ください。次世代医療基盤法は、十分な匿名加工技術を有するなどの一定の基準を満たし、匿名化を適正かつ確実にを行うことができる者を認定する仕組みを設けるもので、医療機関等は本人が提供を拒否しない場合、認定事業者に対して医療情報を提供できることとしております。この認定事業者の認定に当たっては、当委員会への協議が法定されてございます。

次に、革新的データ産業活用計画の認定制度は、革新的データ産業活用計画を認定し、I o T設備投資への減税措置や金融上の支援を講じるものでして、計画の認定に際し、取り扱われるデータに個人情報が含まれる場合であって、特に必要なものとして政令で定める場合には、当委員会への協議が法定されております。

次に10ページを御覧ください。パーソナルデータの利活用に関する民間事業者による取組については、総論としまして、情報銀行やデータ取引市場などの取組が進展するほか、A I・I o T技術の進展に伴い、コネクテッドカーやAIスピーカーのほか、A Iスコアリングやターゲティング広告などの取組も進展しております。特にコネクテッドカーやAIに関しましては、データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議、I C D P P Cでも議論がなされております。それぞれの詳細については、次ページ以降で御説明いたします。

11ページを御覧ください。情報銀行は、個人の指示又はあらかじめ指定した条件に基づき、個人に代わり妥当性を判断の上、データを第三者に提供する事業でありまして、総務省及び経済産業省が開催した検討会において、情報信託機能に関する検討がなされ、昨年6月に認定に係る指針が公表され、民間ベースのボランティアな取組として情報銀行認定事業が開始されております。

12ページを御覧ください。データ取引市場は、データ保有者とデータの活用を希望する者を仲介する仕組みでございまして、平成29年11月に、民間企業数十社によりデータ流通推進協議会が設立され、民間主導でのデータ流通事業者認定制度構築を視野に検討を開始しております。同協議会では、データ流通事業者が満たすことが望ましい事項や、具体的な認定制度運用のあり方を検討するため、4つの委員会が設けられて議論が進められており、昨年9月には、データ取引市場運営事業者認定基準が策定・公開されております。

13ページは、A I・I o Tの利活用の国内の状況についてデータを示すものとなっております。

ります。

14ページを御覧ください。AIスピーカーについては、大手ICT事業者が音声対話型サービスを市場に投入しており、音声情報の活用が進んでおります。また、AIスコアリングについては、J. scoreや芝麻信用など、顧客の信用力をスコア化するサービス提供が進展しております。

15ページを御覧ください。ターゲティング広告につきましては、利用者の様々な情報を収集し、それらの情報を活用した広告の配信等が行われております。ターゲティング広告の配信までの流れとしましては、サイト訪問時にクッキーやアドID等が収集されまして、それらを元にユーザーのサイト訪問履歴が結び付けられまして、広告配信に利用されるものとなっております。

16ページを御覧ください。第40回ICDPPCでは、AIにおける倫理及びデータ保護についての宣言において、強力なデータ保護及びプライバシー保護措置は、データ処理過程における個人の信頼の構築に資し、データ共有を推進することによりイノベーションを促進するとされているとともに、AIシステムの開発・使用等においては、人間の尊厳等と同様に個人データの保護及びプライバシーの権利が尊重されなければならないとされておりまして、AIの開発における人権保護のための本質的価値として、6つの指導原則を支持しております。

また、ICDPPCでは、同宣言に沿った指針を定めるため、AIワーキンググループが創設されまして、当委員会もメンバーとして参加するとともに、本年10月予定の第41回ICDPPCに向けてより具体的な指針が策定される予定となっております。

最後に17ページを御覧ください。政府全体のAIに関する取組としましては、内閣府が事務局を務める「人間中心のAI社会原則検討会議」は7つの原則から成る「人間中心のAI社会原則」を取りまとめまして、国内外から広く意見を募った上で、本年3月に本原則を策定する予定となっております。

この原則の中では、プライバシー確保の原則として、個人情報の適正流通・利用等が含まれてございます。

説明は以上となります。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしく願いいたします。

小川委員、お願いします。

○小川委員 詳しい説明、どうもありがとうございました。

匿名加工情報でデータ利活用が進んでいるようで、とても良いことだと思います。

これから新しいサービスが登場すると、さらに利活用が進むと思うのですが、そういったサービスにおいて、個人情報かどのように取り扱われているのか、その実態を把

握ることが必要と思います。

特にターゲティング広告等は、関連する事業者の方がどのように個人情報を取り扱っているかなど、その実態に関して意見を聴くことが必要であると思います。よろしくお願ひします。

以上です。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ほかに。加藤委員、お願いします。

○加藤委員 御説明ありがとうございました。

国際的なデータ利活用を推進する上でも、個人データの保護が適切に行われるということが最も重要なことだろうと思っております。今年、アジア太平洋プライバシー機関フォーラムやG20サイドイベントなどが予定されております。引き続き、個人データ保護と利活用について、各国との協調とともに、国際的な議論をリードしていくことが重要であると考えております。そのため当委員会の役割はますます大きくなると考えております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

○藤原委員 匿名加工情報についての説明で、GDPRの匿名化など海外比較をさせていただいて、どうもありがとうございました。

匿名加工情報の利用については、関心の高い事業者ほど悩んでおられるようだという実態があると聞いています。EUにおける匿名化のハードルがとても高いということがあります。どの程度参考にできるかという問題はありますけれども、EUの匿名化についても検討を深掘りしてみてください。よろしくお願ひいたします。

○嶋田委員長 ほかにございますか。

データ利活用をめぐるっては、国内外においても様々な動きが認められています。

サービスを提供する事業者とそれを利用する消費者等の意見もさらに聴いていただいて、我が国における制度の在り方はどう在るべきかという観点から、影響や実効性を踏まえつつ検討してまいりたいと思います。

特に修正等の御意見がないようでしたら、資料について原案のとおり公表したいと思ひますけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、皆さんの御意見を頂戴いたしましたので、このとおり原案を公表いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、議題3、平成31年度検査計画について、事務局から御説明をよろしくお願ひします。

○事務局 御説明させていただきます。平成31年度検査計画（案）でございます。

まず、「1. 検査実施方針」でございますが、行政機関等、地方公共団体等、そのほかの3つに分けております。

行政機関等に対する検査でございますが、定期的な検査に関する規則に基づきまして検査を実施させていただきたいと思っております。まず番号法第29条の3におきまして、行政機関、独立行政法人等及び機構、いわゆるJ-LISについては、委員会規則で定めるところにより、定期的に検査を受けるものとしてとされております。

続きまして、委員会規則でございますが、おおむね2年ごとに検査を行うものとしております。31年度は、30年度に検査を行った機関以外の機関の検査を予定しております。

なお、特定個人情報を取り扱う量が多い機関につきましては、毎年度検査を実施したいと考えております。

続きまして、地方公共団体等に対する検査でございます。地方公共団体等に対しましては、規模、過去の検査状況、セミナーの実施状況等を勘案の上、選択的に検査を実施するとともに、検査対象数が多いことから、検査項目を絞った検査、いわゆるレビュー検査を活用するなどして、効果的かつ効率的に検査を実施したいと考えております。

そのほかでございますが、特定個人情報の漏えい事案等の報告、苦情あつせん相談窓口寄せられた情報等を踏まえまして、必要に応じ、随時に検査を実施したいと考えております。

「2. 検査実施予定数」のところですが、行政機関等9件、地方公共団体等41件、計50件としております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、何か御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

この立入検査を行うに当たっては、検査計画に基づいて効果的かつ効率的に検査を実施していただきたいと思っております。

それでは、当該計画について、原案のとおり決定してよろしいですか。

特に御意見がないようですので、原案のとおり決定いたします。事務局におかれては、所要の進捗を進めてください。よろしく申し上げます。

次に、最後の議題になりますが、「平成31年度の定期的な報告について」、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 議題4について御説明いたします。資料は3つございます。

初めに資料4を御覧ください。「1. 定期的な報告について」でございます。この定期的な報告は、番号法第29条の3第1項、特定個人情報の取り扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告に関する規則に基づいて報告を求めるものでございます。

報告を求める対象機関は、各都道府県・各市区町村、保護評価書を提出している教育委員会などでございます。昨年度は2,209の機関から報告を受けてございます。

報告内容は、個人番号の漏えい、滅失または毀損の防止、その他の個人番号の適切な管

理のために講じた措置に関する事項でございます。これを毎年度委員会に報告することとされております。

次に、「2. 平成31年度の定期的な報告（平成30年度の実施状況）」についてでございます。1つ目が、安全管理措置の実施状況でございます。「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」の遵守状況について、規程の整備や研修の実施など、基本的な項目に絞り前年度における実施状況などの報告を求めるものでございます。

報告内容は昨年度と同様で、規程等の整備、役割の明確化、研修の実施、監査の実施、アクセスログの分析状況などでございます。今回の報告では、立入検査で指摘が多かった内容、保護責任者（管理者）向けの研修の実施状況について追加で報告を求めたいと考えてございます。

2つ目が、委託及び再委託の実施状況でございます。行政機関等におけるデータ入力業務の委託において、委託先である事業者が委託元である行政機関などの許諾を得ることなく、業務を再委託していた事案が確認されたこともあり、今回新たに調査項目として設定したものでございます。具体的には、委託契約先の選定時における安全管理措置の事前確認、委託先・再委託先の監督、再委託の許諾などの状況でございます。

3つ目が情報連携に関する実施手順等でございます。情報提供ネットワークシステムの不適切な利用や操作誤りを防止するために、情報連携ログをどのように分析、確認しているかを把握することを目的に報告を求めるものでございます。具体的には、情報照会や提供に関するログを確認する際の観点、ログの確認頻度でございます。

今後の予定でございますが、4月中旬に各機関宛てに報告を求める通知を行い、5月中旬を報告期限としてございます。

次に、参考1「平成30年度の定期的な報告の結果」を御覧ください。平成30年度に地方公共団体などから受けた報告結果でございます。例えば、ページをおめくりいただき、右側のページ、2ページの上の枠、管理状況の把握（監査）の円グラフを御覧いただくと、ほかの項目と比べて赤の部分は課題が多くなっており、さらにページをおめくりいただき、4ページの一番下の枠を御覧いただくと、監査の課題として、実施方法が分からないといった報告がございました。

これらの報告結果を受けて、参考2として配付している「監査のためのチェックリスト」をお示しするなどして、特定個人情報を取り扱う体制の底上げなどの措置を講じてございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がありましたらよろしくお願いいたします。

中村委員、お願いします。

○中村委員 私からは、来年度の定期報告など、期待を込めたコメントをさせていただきたいと思います。

定期報告というのは、特定個人情報の取り扱いの体制の整備、維持、そして改善を促す非常に重要な仕組みであると思います。全国津々浦々の報告対象機関にとっては、この報告を機会に体制の点検や改善が行われることが期待されます。

そして、当委員会におきましても、定期的な報告の結果を受けて傾向を分析して、明らかになった課題を踏まえて当委員会の活動をより効果的にしていくことができると思います。

平成31年度も今年度に引き続き、報告結果をしっかりと分析して、より良い当委員会の活動につなげていっていただきたいと思います。

特に、小規模な団体など特定個人情報の取扱いの体制の整備に苦勞している団体に対し、効果的にサポートが行えるようになると良いなと思ってございます。どうぞよろしく願いいたします。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

委託先や再委託先の監督状況などについて各機関から報告を求めるというのは、地方公共団体等にとって監督体制を見直すチャンスでもありますし、法に基づいた適切な委託を実施することを認識してもらう良い機会であると思います。また、地方公共団体等からの報告は今後、チェックリスト等に反映する等、フィードバックに役立てていけると思いますので、是非よろしく願いいたします。

ほかに何か御意見はありますか。

では、御説明のとおり、地方公共団体当に対して報告を求めてもよろしいですか。

ありがとうございます。特に御意見がないようですので、そのように報告を求めたいと思います。

本日の議題は以上です。本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのように取り扱います。

本日の会議はこれにて閉会といたします。

事務局から今後の予定を御説明願います。

○的井総務課長 次回の委員会ですが、3月12日火曜日の午前10時から行う予定でございます。

本日の資料は、ただいまの御決定どおりに取り扱います。本日は誠にありがとうございました。

○嶋田委員長 ありがとうございます。